第二十三条の見出しを「（個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の適切な管理）」に改め、同条中「利用者証明利用者は」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者は」に、「利用者証明利用者の」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る」に改め、「その他」の下に「当該」を加える。

第二十四条（見出しを含む。）中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改める。

第二十五条の見出しを「（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の二重発行の禁止）」に改め、同条中「利用者証明利用者は」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者は」に、「利用者証明利用者に係る利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に、「利用者証明用電子証明書の」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の」に改める。

第二十六条の見出しを「（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の記録事項）」に改め、同条中「利用者証明用電子証明書に」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書に」に改め、同条第一号中「利用者証明利用者検証符号及び」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号及び」に改める。

第二十七条の見出しを「（個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行記録の記録）」に改め、同条中「利用者証明用電子証明書を」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書を」に、「当該利用者証明用電子証明書」を「当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に、「利用者証明用電子証明書発行記録」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行記録」に改める。

第二十八条の見出しを「（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請）」に改め、同条第一項中「利用者証明利用者は」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者は」に、「利用者証明利用者に係る利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、同条第二項中「内容及び」の下に「個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る」を加え、「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、同条第三項中「利用者証明利用者が」を「個人番号カード用利用者証明利用者が」に改める。

第二十九条の見出し中「利用者証明利用者符号」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号」に改め、同条第一項中「利用者証明利用者は」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者は」に、「利用者証明利用者の」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る」に、「電磁的記録媒体」を「個人番号カード」に改め、同条第二項中「内容及び」の下に「個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る」を加え、「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、同条に次の一項を加える。

３　個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者が移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者である場合においては、当該利用者証明利用者は、前項において準用する第二十二条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定によるほか、総務省令で定めるところにより、当該利用者証明利用者の使用に係る移動端末設備から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信することにより第一項の届出をすることができる。この場合においては、当該利用者証明利用者は、当該利用者証明利用者の移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を用いて、当該届出に電子署名を行わなければならない。

第三十条の見出しを「（個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効申請等情報の記録）」に改め、同条中「利用者証明用電子証明書の」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の」に、「利用者証明用電子証明書失効申請等情報」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効申請等情報」に改める。

第三十一条の見出しを「（個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者異動等失効情報の記録）」に改め、同条中「によって」の下に「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた」を加え、「利用者証明利用者に発行した利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「以下「」の下に「個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る」を加える。

第三十二条の見出しを「（個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録）」に改め、同条中「利用者証明用電子証明書に」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等に」に、「利用者証明用電子証明書記録誤り等」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等」に、「利用者証明用電子証明書記録誤り等が」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等が」に、「利用者証明用電子証明書の」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の」に、「利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報」に改める。

第三十三条の見出しを「（個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録）」に改め、同条中「利用者証明用電子証明書に係る」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る」に、「が当該利用者証明用電子証明書」を「が当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に、「利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等」に、「利用者証明用電子証明書の発行の番号」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の番号」に、「利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等が」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等が」に、「利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報」に改める。

第三十四条の見出しを「（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効）」に改め、同条第一項中「利用者証明用電子証明書は」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書は」に改め、同項第一号中「利用者証明用電子証明書失効申請等情報」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効申請等情報」に改め、同項第二号中「より」の下に「個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る」を加え、同項第三号中「利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報」に改め、同項第四号中「より」の下に「個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る」を加え、同項第五号中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、同条第二項中「利用者証明用電子証明書の」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等」に、「利用者証明用電子証明書記録誤り等」を「、個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等」に、「利用者証明用電子証明書に利用者証明用電子証明書記録誤り等」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等」に改め、同条第三項中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改める。

第三十五条の見出しを「（個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの作成等）」に改め、同条中「利用者証明用電子証明書失効情報ファイル」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報ファイル」に、「利用者証明用電子証明書失効情報（」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効申請等情報」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効申請等情報」に改め、「第三十一条の規定により保存する」の下に「個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る」を加え、「利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報」に改め、「第三十三条の規定により保存する」の下に「個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る」を加え、「利用者証明用電子証明書失効情報を」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報を」に改める。